



伯耆町告示第28号

公告

伯耆町広報紙「広報ほうき」編集・作成業務について、委託業者を選定する公募型プロポーザルを実施するため、次のとおり公告する。

令和8年3月19日

伯耆町長 小澤 敦彦



1. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度伯耆町広報紙「広報ほうき」編集・作成業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 4,232,800円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者であること
- (2) 鳥取県内に本社（本店）、支社（支店）または営業所を有する者であること
- (3) 令和6年度～令和8年度の指名願いを伯耆町に提出している事業所であること
- (4) 令和3年度～令和7年度に自治体広報紙の制作実績を有する者であること
- (5) 参加申込書の提出期限から契約締結日までの間、伯耆町長から指名停止措置を受けていないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと
- (8) 役員等が暴対法2条6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと

3. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年3月26日(木)(17時必着)
- (2) 提出場所 伯耆町役場企画課町づくり推進室
- (3) 提出方法 質問書(別紙3)に記載の上、持参、郵送又はメールにて提出
なお、いずれの方法においても17時必着とする。
(メール送信後は電話で連絡すること。)
- (4) 回答方法 令和8年3月30日(月)13時までに、本町ホームページで公開

4. 参加資格確認書類の提出

参加資格を有することを証明するため、下記の書類を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年3月31日(火)(13時必着)
- (2) 提出場所 伯耆町役場企画課町づくり推進室
- (3) 提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類

次の書類一式を提出すること。

- ア 参加申込書 1部
- イ 会社概要書(会社パンフレット等でも可) 1部
- ウ 同種業務の実績(過去3年間の実績一覧表、様式は任意) 1部
- エ 上記ウの内容を証明するための書類 1部

※様式は、告示日から入札参加書類の提出期間の末日まで伯耆町ウェブサイトにて掲載する。

5. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年4月2日(木)(17時必着)
- (2) 提出先 伯耆町役場企画課町づくり推進室
- (3) 提出方法 持参又は郵送(電子メール、FAXは不可)
※郵送の場合は、提出期限までに必着とする。
- (4) 提出書類 別添「令和8度伯耆町広報紙「広報ほうき」編集・作成業務に係るプロポーザル実施要領」記載のとおり

6. 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された見本ページのデザイン力・編集力・イメージについて、また過去の事業経歴による事業完遂における安心感、コストパフォーマンスについて複数の職員等で審査し、点数評価により最も点数が高い最優秀者を契約先として決定する。

(2) 審査結果の通知

4月3(金)にすべての参加事業者電子メールで通知

7. 失格条件

以下のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 参考見積金額が、提案上限金額を超過した場合
- (5) 契約締結日までに、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置を受けた場合

8. 契約の締結

受託候補者選定後、速やかに本町と契約内容に関する協議を行い、随意契約の手続きを行う。

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額

ただし、伯耆町財務規則第147条第3項に該当する場合は免除する。

(2) 契約書の作成 要

9. その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。

10. 問い合わせ先

伯耆町役場 企画課 町づくり推進室 担当：澤田 名奈子

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

電話 0859-68-3113 (直通) FAX 0859-68-3866 (代表)

メール sawadan@houki-town.jp